

学校法人佐保会学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人佐保会学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第五十八条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、理事長及びその他の本法人を主たる勤務場所とする理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- 三 職員理事とは本法人の職員（学長、園長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。
- 四 非常勤理事とは、前二号以外の理事をいう。
- 五 非常勤監事とは、監事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者以外の監事をいう。
- 六 職員評議員とは、本法人の職員（学長、園長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- 七 報酬等とは、報酬その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- 八 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 一 常勤理事に対しては、月額報酬及び賞与を支給する。
 - 二 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日当を支給する。
 - 三 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日当を支給する。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

（役員の報酬等の額）

第4条 常勤理事に対する報酬月額、別表1のとおりとする。

2 常勤理事の号棒は、次の各号に掲げる範囲内で理事会が決定する。

- 一 理事長 5号棒以下
- 二 その他常勤理事 4号棒以下

3 非常勤理事及び非常勤監事に対する日当は、3,000円とする。

4 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(常勤理事の賞与の算定方法)

第5条 常勤理事に対する賞与の額は、業績に応じ、当該年度の本法人の法人本部職員の算出方法を勘案し、理事長が決定する。

(評議員の報酬)

第6条 評議員（職員評議員を除く。）に対する日当は、3,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、学校法人佐保会学園給与規程第4条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、それぞれ読替えるものとする。

2 非常勤理事、非常勤監事、及び評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(交通費及び費用)

第8条 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、交通費を支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のために出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学校法人佐保会学園旅費規程第12条に定める。

3 役員及び評議員が職務執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第9条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りではない。

3 本法人は何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第10条 本法人は、この規程を本法人のホームページに公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

平成25年4月1日制定の学校法人佐保会学園役員及び評議員の報酬並びに費用の支給に関する規程は廃止する。

別表1

号棒	報酬月額
1	100,000円
2	200,000円
3	300,000円
4	400,000円
5	500,000円